

## 【ドイツ】コロナ禍による第2次補正予算法及び経済安定化対策等

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

\* ドイツは2020年7月に、コロナ禍が長引く中、第2次補正予算法を始めとして、経済安定化に資する4つのコロナ危機対策の立法を行い、様々な景気対策実施への準備を整えた。

### 1 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に対する立法

ドイツでは、コロナパンデミック対策として、2020年3月、5月及び6月の多数の立法<sup>1</sup>に続き、新たな4つの法律（①EUのSURE規則実施に関するドイツの分担金保証及び安定化基金法等改正のための法律、②パッケージ旅行キャンセル時の旅行券発行及び弁護士等の会議所機能維持のための法律、③第2次補正予算法、④第2次補正予算に伴う景気刺激・危機管理パッケージ実施のための法律）が2020年7月3日に制定され、同月16日に公布された。

### 2 EUのSURE規則を実施する法律を制定し、安定化基金法等の改正を行う法律

EUは、2020年5月20日、コロナパンデミックによる失業から労働者を保護するため、雇用維持を目的とした操業短縮手当等の公的な所得補助を行う加盟国の措置に対し、総額1000億ユーロ<sup>2</sup>まで低利融資を行う「緊急時失業リスク緩和支援（SURE）」創設を決定した（SURE規則）<sup>3</sup>。ドイツは、約64億ユーロを分担することとされており、この分担金保証を認め、併せて安定化基金法等を改正する法律<sup>4</sup>が、公布翌日の同年7月17日に施行された。

同法は、全5か条の条項法<sup>5</sup>で、第1条（Artikel）でSURE規則を実施する法律を制定し、第2条で安定化基金法<sup>6</sup>を改正し、第3条で経済安定化加速化法<sup>7</sup>を改正し、第4条で関連する各種の規定を改正し、第5条で公布翌日の施行を規定する。連邦政府による提出法案は、SURE規則の実施に関する部分（成立法の第1条部分）のみであったが、安定化基金法等の改正に関する第2条以下を追加して条項法とする修正案が可決された。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年9月10日である。

<sup>1</sup> 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.4-7. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11488104\\_po\\_02830202.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488104_po_02830202.pdf?contentNo=1)>; 同「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法（その2）」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.13-14. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11512840\\_po\\_02840104.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512840_po_02840104.pdf?contentNo=1)>; 同「【ドイツ】コロナ危機に対処するための税制支援に関する法律」『外国の立法』No.284-2, 2020.8, pp.12-13. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11520846\\_po\\_02840204.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520846_po_02840204.pdf?contentNo=1)>

<sup>2</sup> 1ユーロは約123.1円（令和2年9月分報告省令レート）。

<sup>3</sup> 濱野恵「【EU】緊急時失業リスク緩和支援（SURE）規則の施行—新型コロナウイルス感染症を理由とした失業の抑制—」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.2-3. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11512837\\_po\\_02840101.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512837_po_02840101.pdf?contentNo=1)>

<sup>4</sup> Gesetz zur Gewährleistungsübernahme im Rahmen eines Europäischen Instruments zur vorübergehenden Unterstützung bei der Minderung von Arbeitslosigkeitsrisiken infolge des COVID-19-Ausbruchs und zur Änderung des Stabilisierungsfondsgesetzes und des Wirtschaftsstabilisierungsbeschleunigungsgesetzes sowie erforderliche Folgeänderungen vom 10. Juli 2020 (BGBl. I S. 1633)

<sup>5</sup> 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

<sup>6</sup> Gesetz zur Errichtung eines Finanzmarkt- und eines Wirtschaftsstabilisierungsfonds (Stabilisierungsfondsgesetz - StFG) vom 17. Oktober 2008 (BGBl. I S. 1982).

<sup>7</sup> Gesetz zur Beschleunigung und Vereinfachung des Erwerbs von Anteilen an sowie Risikopositionen von Unternehmen des Finanzsektors durch den Fonds „Finanzmarktstabilisierungsfonds – FMS“ und der Realwirtschaft durch den Fonds „Wirtschaftsstabilisierungsfonds – WSF“ (Wirtschaftsstabilisierungsbeschleunigungsgesetz - WStBG) vom 17. Oktober 2008 (BGBl. I S. 1982, 1986).

第1条は、SURE規則に基づきEUが加盟国に対して行う融資を担保するために、連邦財務省に対し総額63億8382万ユーロを上限とする保証を付与する権限を認め、連邦議会予算委員会への報告等を規定する。第2条以降では、被改正法の名称等の改正を行うとともに、金融エージェンシー<sup>8</sup>と連邦金融監督庁(BaFin)<sup>9</sup>との業務分担の変更と明確化等を行い、経済安定化基金<sup>10</sup>制度における費用規制と守秘義務等を規定する。

### 3 パッケージ旅行キャンセル時の旅行券発行及び弁護士等の会議所機能維持のための法律

「パッケージ旅行契約法におけるCOVID-19パンデミックの影響を緩和し、COVID-19パンデミック時の連邦弁護士法、連邦公証人法、経済監査士法及び税理士法の分野での会議所の機能性を確保する法律」<sup>11</sup>が、公布翌日の同月17日に一部を除き施行された。

同法は全3か条の条項法で、第1条でコロナ禍でのパッケージ旅行キャンセル時の旅行券(バウチャー)発行、第2条で弁護士等の会議所での出席を伴わない議決等の手続、第3条で施行日及び第2条が規定する時限的な議決等手続の廃止日(2021年12月31日)を規定する。連邦政府提出法案の内容は、第1条のみであったが、修正提案によって第2条が追加された。

通常、旅行業者も旅行客も、特別な状況下では旅行契約を解除する権利を有しており、その際、旅行業者は支払われていた額(前払金)を遅くとも14日以内に返金する義務を有する。コロナパンデミックが依然として収束しないため、パッケージ旅行に関して多数の解約・返金義務の発生が予想され、旅行業者の資金流動性を損ね、倒産の危機と労働市場や消費者への悪影響が懸念されている。このため、第1条により、次のとおり規定された<sup>12</sup>。①旅行業者は、払戻しの代わりに旅行券を発行することができる。②旅行券への記載事項は、旅行客の前払金の額面、コロナパンデミックによる発行であること、有効期間とする。③有効期間は、最長で2021年12月31日までとすることができ、期限内に利用しなかった旅行券は全額払い戻される。④この旅行券は、通常の倒産保険の保障対象となるだけでなく、国家保証の対象とされる。⑤旅行客は、旅行券の発行、送信、利用にかかる費用を請求されない。

第2条は、弁護士会議所、連邦弁護士会議所、弁理士会議所、公証人会議所、連邦公証人会議所等、経済監査士(公認会計士に相当)会議所、税理士会議所及び連邦税理士会議所の議決、選挙、総会、定款会議に関して、出席を伴わない書面による手続(郵便又は電子メール等)を

<sup>8</sup> 金融エージェンシー(Finanzagentur)は、2000年9月に、政府の借入及び債務管理を行う機関として設立された。連邦政府が単独株主の有限会社であり、連邦財務省が代表を務める。設立の目的は、連邦財務省、ドイツ連邦銀行及び連邦債務管理局が行っていた連邦債務管理制度の管理業務の一元化である。„Über uns.“ Bundesrepublik Deutschland - Finanzagentur GmbH website <<https://www.deutsche-finanzagentur.de/de/finanzagentur/ueber-uns/>>

<sup>9</sup> ドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: BaFin)は、2002年5月に、銀行、保険、証券の分野別の3つの監督機関を統一し、発足した。重田正美「ドイツの新しい金融監督機関について」『レファレンス』641号、2004.6、pp.89-97。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999938\\_po\\_064105.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999938_po_064105.pdf?contentNo=1)>

<sup>10</sup> 瀬古雄祐「【ドイツ】経済安定化基金の創設—新型コロナウイルス感染拡大対策—」『外国の立法』No.285-1、2020.10、pp.8-9。

<sup>11</sup> Gesetz zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Pauschalreisevertragsrecht und zur Sicherstellung der Funktionsfähigkeit der Kammern im Bereich der Bundesrechtsanwaltsordnung, der Bundesnotarordnung, der Wirtschaftsprüferordnung und des Steuerberatungsgesetzes während der COVID-19-Pandemie vom 10. Juli 2020 (BGBl. I S. 1643)

<sup>12</sup> 民法典施行法(Einführungsgesetz zum Bürgerlichen Gesetzbuch)第240条(Artikel)「COVID-19パンデミック発生時の契約法に関する規定」に、第6条「旅行券。命令授權」が追加された。民法典施行法の第240条は、民法等におけるCOVID-19パンデミックの影響を緩和する法律(Gesetz zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Zivil-, Insolvenz- und Strafverfahrensrecht vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 569))によって新たに追加された条項である。その内容については、次を参照。泉「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」前掲注(1)、p.7。

認めるものである。第2条の規定は、一部を除き2021年12月31日まで適用され、残りの2020年12月31日まで適用される規定についても、コロナパンデミックが続き、必要となった場合には、最長2021年12月31日まで適用を延長する権限を連邦司法消費者保護省に認めた。同省は、期限延長に関して、連邦経済エネルギー省及び連邦財務省との合意の下、連邦参議院の同意を要しない法規命令を発出することができる。

#### 4 第2次補正予算法

2020年度連邦予算第2次補正予算の決定に関する法律(2020年第2次補正予算法)<sup>13</sup>が、2020年7月3日に制定され、遡って同年1月1日に施行された。同法は、コロナ危機への緊急対策として同年3月末に制定された2020年補正予算法<sup>14</sup>に次いで、2020年連邦予算法<sup>15</sup>を改正するもので、コロナパンデミックの収束後の持続可能な経済成長と雇用確保を見据えた包括的な景気刺激策と危機管理の政策パッケージの実施を目的としている。

具体的な内容は、次のとおりである。

- ①**予算総額**：第1次補正予算に引き続き、財政収支均衡原則(GDPの0.35%の起債制限)を超えた国債発行を許容し、5085億2900万ユーロ強に引上げ(当初予算は3620億ユーロ)。
- ②**特別財産<sup>16</sup>「デジタルインフラ基金」の経済計画**：42億3000万ユーロ弱に引上げ(当初予算は32億3000万ユーロ)。
- ③**特別財産「エネルギー・気候基金」**：350億2400万ユーロ強に引上げ(当初予算は90億8100万ユーロ)。
- ④**純国債発行限度額**：2177億7200万ユーロ弱に引上げ。
- ⑤**税収見込額**：2644億4600万ユーロに下方修正。  
また、社会政策に関する規定は、次のとおりである。
- ⑥**連邦雇用エージェンシー<sup>17</sup>の流動性支援<sup>18</sup>上限**：80億ユーロから180億ユーロに引上げ。
- ⑦**健康基金<sup>19</sup>の流動性支援上限**：20億ユーロから40億ユーロに引上げ。
- ⑧**新たな連邦補助金**：健康基金に35億ユーロ、介護保険の調整基金に18億ユーロの追加拠出。

<sup>13</sup> Gesetz über die Feststellung eines Zweiten Nachtrags zum Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2020 (Zweites Nachtragshaushaltsgesetz 2020) vom 17. Juli 2020 (BGBl. I S. 1669)

<sup>14</sup> Gesetz über die Feststellung eines Nachtrags zum Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2020 (Nachtragshaushaltsgesetz 2020) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 556). コロナ危機(Corona-Krise)対策の補正予算として、1560億ユーロの国債発行が計上された。内訳は、企業・医療施設・労働者等の負担軽減措置のための1225億ユーロと、今年の税収減が見込まれる約335億ユーロである。泉「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」前掲注(1), pp.4,5.

<sup>15</sup> Gesetz über die Feststellung des Bundeshaushaltsplans für das Haushaltsjahr 2020 (Haushaltsgesetz 2020 - HG 2020 k.a.Abk.) vom 21. Dezember 2019 (BGBl. I S. 289)

<sup>16</sup> 特別財産(Sondervermögen)とは、一又は複数の者の財産の一部であって、残余の部分から法的に分離され、法律によって特別の地位が容認されているが、それ自体に権利能力が付与されていないものをいう(田沢五郎『独=日=英ビジネス経済法制辞典』郁文堂、1999, p.841.)。ドイツにおいて、基金(Fonds)と特別財産は同義である。

<sup>17</sup> 連邦雇用エージェンシー(Bundesagentur für Arbeit: BA)は、労働市場の監督、労働統計の作成、職業斡旋(あつせん)、職業相談、失業手当の給付等を任務としている。

<sup>18</sup> 社会法典第3編(就労促進)第364条の規定による。

<sup>19</sup> 健康基金(Gesundheitsfonds)は、公的医療保険競争強化法(GKV-Wettbewerbsstärkungsgesetz vom 26. März 2007 (BGBl. I S. 378))に基づき、社会法典第5編(医療保険)に規定され、被用者、他の社会保障機関及び疾病金庫(医療保険)被保険者からの拠出金並びに連邦政府の補助金によって形成される。„Gesundheitsfonds.“ BMG website <<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/gesundheitsfonds.html>>

## 5 景気刺激及び危機管理パッケージの実施に伴う措置に関する法律

上記の第2次補正予算法が迅速に景気浮揚効果を上げるよう、景気刺激及び危機管理パッケージを実施するための、いわゆる第2次補正予算附随法<sup>20</sup>が、公布翌日の2020年7月17日に施行された。

同法は、全7か条から成る条項法で、第1条はデジタルインフラ基金法<sup>21</sup>を改正し、第2条は児童保育拡充のための連邦財政援助に関する法律<sup>22</sup>を改正し、第3条は保育資金供与法<sup>23</sup>を改正し、第4条は特別財産「エネルギー・気候基金」を設立する法律<sup>24</sup>を改正し、第5条は地域化法<sup>25</sup>を改正し、第6条は社会法典第3編（雇用促進）<sup>26</sup>を改正し、第7条は施行日を規定する。

同法は、主に保育所拡充、地域交通、電力消費者及びデジタル通信への財政支援を推進する。

- ①**保育定員を9万人分増設**：児童保育分野における連邦政府による支援のための法的根拠を規定する。2020年及び2021年に9万人分の保育定員を増やし、設備投資を行うための10億ユーロの追加財政支援を、州及び地方自治体に対して行う。
- ②**地域公共交通機関支援**：いわゆる地域化資金<sup>27</sup>に対し単発で25億ユーロの増資を行い、地域公共交通事業者がコロナ禍により被った損失を緩和することを目的とした施策の実施に関し、州を支援する。
- ③**EEG賦課金の補償**：電力消費者への悪影響を回避するために、電気料金の負担軽減を目的としたEEG賦課金<sup>28</sup>に対する補償金を支払うことができるよう、特別財産「エネルギー・気候基金」の目的定義を拡張する。
- ④**デジタルインフラの強化**：特別財産「デジタルインフラ」の目的定義を拡張し、モバイル・インフラ増強のために50億ユーロの追加資金を充当する。一時的な内需刺激だけでなく、デジタルインフラ分野における一般的な制度改善を図ることを目的とする。

<sup>20</sup> Gesetz über begleitende Maßnahmen zur Umsetzung des Konjunktur- und Krisenbewältigungspakets vom 17. Juli 2020 (BGBl. I S. 1683)

<sup>21</sup> Gesetz zur Errichtung des Sondervermögens „Digitale Infrastruktur“ (Digitalinfrastrukturfondsgesetz) vom 17. Dezember 2018 (BGBl. I S. 2525)

<sup>22</sup> Gesetz über Finanzhilfen des Bundes zum Ausbau der Tagesbetreuung für Kinder vom 10. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2403, 2407)

<sup>23</sup> Gesetz zur Errichtung eines Sondervermögens „Kinderbetreuungsausbau“ (Kinderbetreuungsfinanzierungsgesetz) vom 18. Dezember 2007 (BGBl. I S. 3022)

<sup>24</sup> Gesetz zur Errichtung eines Sondervermögens „Energie- und Klimafonds“ vom 8. Dezember 2010 (BGBl. I S. 1807)

<sup>25</sup> Gesetz zur Regionalisierung des öffentlichen Personennahverkehrs (Regionalisierungsgesetz – RegG) vom 27. Dezember 1993 (BGBl. I S. 2378, 2395)

<sup>26</sup> Dritte Buch Sozialgesetzbuch - Arbeitsförderung - (Artikel 1 des Gesetzes vom 24. März 1997, BGBl. I S. 594, 595)

<sup>27</sup> 地域化資金 (Regionalisierungsmittel) は、地域化法 (Regionalisierungsgesetz vom 27. Dezember 1993 (BGBl. I S. 2378, 2395)) に基づく。「地域化 (Regionalisierung)」とは、「地域公共交通における交通サービスの経済性を高めるために、地域公共交通における計画・組織・財政の権限を統合すること」(同法第3条)であり、地域化資金は、交通インフラ整備に用途を限定されず、運営費にも充てることができる。齋藤純子「ドイツの交通インフラ及び地域公共交通の財源問題—利用者負担をめぐって—」『レファレンス』779号, 2015.12, p.20. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9578216\\_po\\_077901.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9578216_po_077901.pdf?contentNo=1)>

<sup>28</sup> EEG賦課金 (EEG-Umlage) とは、再生可能エネルギー法 (Erneuerbare Energien Gesetz: EEG) によって、再生可能エネルギーによる電力を法定の補償金額で買い取り、補償金額と市場価格との差額を消費者が負担する固定価格買取制度により、電力消費者が負担する額である。2021年には1kWh (キロワット時) 当たり6.5セント、翌年には6.0セントである。„EEG-Umlage.“ Bundesnetzagentur website <<https://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/FAQs/DE/Sachgebiete/Energie/Verbraucher/Energielexikon/EEGUmlage.html>>; 渡辺富久子「ドイツにおける2014年再生可能エネルギー法の制定」『外国の立法』No.262, 2014.12, pp.72-109. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8841951\\_po\\_02620005.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8841951_po_02620005.pdf?contentNo=1)>